

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人財団明理会が開設する草加ロイヤルケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人財団明理会 草加ロイヤルケアセンター
- （2）所在地 埼玉県草加市柿木町123-2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ・ 医師 1人以上
- ・ 理学療法士 1人以上
- ・ 作業療法士 1人以上
- ・ 言語聴覚士 1人以上

訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月2日）を除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定訪問リハビリテーション等の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、医師の診療に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、三郷市の区域とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

令和 1年10月 1日一部改訂し施行する。

令和 2年 2月 1日一部改訂し施行する。

令和 6年 6月 1日一部改訂し施行する。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程 別紙料金表

訪問リハビリテーション費

地域区分別1単位あたりの単価10.55円(5級地)

		費用額 10割(1単位あたり)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問リハビリテーション費	1回(20分)につき	3,249円 【308単位】	325円	650円	975円

【その他加算】

		費用額 10割(1単位あたり)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき (退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内)	2,110円 【200単位】	211円	422円	633円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	1月につき	1,899円 【180単位】	190円	380円	570円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	1月につき	2,247円 【213単位】	225円	450円	675円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1月につき	2,848円 【270単位】	285円	570円	855円
移行支援加算	1日につき	179円 【17単位】	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	63円 【6単位】	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	42円 【4単位】	5円	9円	13円
退院時共同指導加算	退院時1回を限度	6,330円 【600単位】	633円	1,266円	1,899円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回につき	△527円 【△50単位】	△53円	△106円	△159円

【その他費用】

交通費(1km以上)	通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要し、自動車を利用した場合	100円/km
キャンセル料	利用者がサービス実施日の当日朝8:30までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合	全額負担
コピー料	利用者が当該利用者に関するサービス記録実施の複写物の交付を受ける場合	【A4サイズ】 30円/枚

介護予防訪問リハビリテーション費

		費用額 10割(1単位あたり)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
介護予防訪問リハビリテーション費	1回(20分)につき	3,143円 【298単位】	315円	629円	943円

【その他加算】

		費用額 10割(1単位あたり)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき (退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内)	2,110円 【200単位】	211円	422円	633円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	63円 【6単位】	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	42円 【4単位】	5円	9円	13円
退院時共同指導加算	退院時1回を限度	6,330円 【600単位】	633円	1,266円	1,899円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回につき	△527円 【△50単位】	△53円	△106円	△159円
利用を開始した日の属する月から12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき	△316円 【△30単位】	△32円	△64円	△95円

【その他費用】

交通費(1km以上)	通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要し、自動車を利用した場合	100円/km
キャンセル料	利用者がサービス実施日の当日朝8:30までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合	全額負担
コピー料	利用者が当該利用者に関するサービス記録実施の複写物の交付を受ける場合	【A4サイズ】 30円/枚

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書
契 約 書
情 報 提 供 同 意 書

医療法人財団明理会
草加ロイヤルケアセンター

TEL 048-930-5591

FAX 048-935-5025

令和6年6月1日

医療法人財団明理会 草加ロイヤルケアセンター

訪問リハビリテーション重要事項説明書

介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人財団明理会
代表者役職・氏名	理事長 中村哲也
本社所在地	東京都板橋区本町 36 番 3 号
事業概要	IMS グループとして多数の総合病院、介護老人保健施設、診療所、介護支援センター、訪問看護ステーション、医療及び看護専門学校他、数多くの医療・保険・福祉施設を持つ

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業者について

(1) 事業所の所在地等

事業者名称	医療法人財団明理会 草加ロイヤルケアセンター
介護保険指定 事業所番号	1151880038
事業所所在地	埼玉県草加市柿木町 123-2
管理者名	施設長 大江 容子
責任者名	リハビリテーション科 黒井 貴哲
通常の事業の実施地域	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市

(2) 事業の目的及び運営の方針

○事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

○運営の方針

1. 要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

- 3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から土曜日 ※但し、12月30日から1月2日までを除く。
○営業時間 8:30～17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

- サービス提供日 月曜日から土曜日 ※但し、12月30日から1月2日までを除く。
○サービス提供時間 9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

- 管理者 大江 容子
○人員数
理学療法士 1名
作業療法士 2名

○職務内容

1. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
2. 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス担当者、介護予防・日常生活支援総合のサービス担当者及び保健師などが多職種協働により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って「(介護予防)訪問リハビリテーション計画」を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
3. 「(介護予防)訪問リハビリテーション計画」に基づき、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
4. 常に利用者の病状、心身状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
5. それぞれの利用者について、サービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

3. (介護予防)訪問リハビリテーションの内容及び費用について

(1) (介護予防)訪問リハビリテーションの内容について

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

1. 利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
4. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためのやむを得ない場合を除く）
5. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

※地域区分単価【10.55円（5級地）】

内容	費用額 10割【単位数】	利用者負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリ テーション費	3,249円/回 【308単位】	325円/回	650円/回	975円/回	1回（20分）につき 週6回限度 退院・退所から3か月以内 週12回限度
（介護予防） 訪問リハビリ テーション費	3,143円/回 【298単位】	315円/回	629円/回	943円/回	1回（20分）につき 週6回限度 退院・退所から3か月以内 週12回限度
短期集中リハビリ テーション実施加算	2,110円/日 【200単位】	211円/日	422円/日	633円/日	退院（所）日又は認定日から 起算して3か月以内にリハ ビリを実施した場合
リハビリテーション マネジメント加算 （イ）	1,899円/月 【180単位】	190円/月	380円/月	570円/月	リハビリテーション会議 を実施し、訪問リハビリテ ーション計画について理 学療法士、作業療法士、言 語聴覚士が説明した場合
リハビリテーション マネジメント加算 （ロ）	2,247円/月 【213単位】	225円/月	450円/月	675円/月	（イ）の要件を満たし、訪 問リハビリテーション計 画の内容を厚生労働省に 提出し、その情報を活用し ている場合

リハビリテーション マネジメント加算 3	2,848 円/月 【270 単位】	285 円/月	570 円/月	855 円/月	リハビリテーション会議 を実施し、訪問リハビリテ ーション計画について医 師が説明した場合
退院時共同指導加算	6,330 円 退院時 1 回 【600 単位】	633 円 退院時 1 回	1,266 円 退院時 1 回	1,899 円 退院時 1 回	病院又は診療所に入院中の者 が退院するに当たり、退院前 カンファレンスに参加し、退 院時共同指導を行った場合
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	63 円/回 【6 単位】	7 円/回	13 円/回	19 円/回	厚生労働大臣が定める基準 （勤続年数 7 年目以上の者 がいること）に適合し、利 用者に対し訪問リハビリを 行った場合
事業所の医師が、リハビ リテーション計画の作 成に係る診療を行わな かった場合	△527 円/回 減算 【△50 単位】	53 円/回 減算	106 円/回 減算	159 円/回 減算	
利用を開始した日の属 する月から起算して 12 月を超えた期間に介護 予防訪問リハビリテー ションを行った場合	△316 円/回 減算 【△30 単位】	32 円/回 減算	64 円/回 減算	95 円/回 減算	

4. その他の費用について

○交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から	1 km未満	0 円
	1 km以上毎に	1 0 0 円

○キャンセル料

1. サービス提供日の 24 時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス実施日の当日朝 8 : 30 までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して、料金の全額を請求することができます。

5. 料金のお支払い方法

《介護保険ご利用の場合》

1. 当施設は、本重要事項説明書に基づく訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の請求書（明細書）を交付します。
2. 当月料金の合計額の請求書（明細書）を、翌月 10 日以降に送付又は訪問リハビリ担当者が直接、渡します。利用者及び家族は、当施設に対し、当該合計額を月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は当施設窓口にて現金払い又は、当施設指定銀行口座への振込の方法があります。
3. 当施設は、利用者又は家族から、利用料金の支払いを受けたときは、領収印を押印します。
4. 正当な理由がないにもかかわらず、利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する職員変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、以下の担当者までご相談ください。

相談担当者氏名 黒井 貴哲

連絡先電話番号 048-930-5591

連絡先 FAX 番号 048-935-5025

受付時間・曜日 月曜日から土曜日 8:30～17:30

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望を出来るだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者証の住所などの変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請の有効期限が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
3. 医師及び理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその計画について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
4. サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. サービスの終了に関して

1. 利用者は事業者に対して、14 日間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ④ 事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合には、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者にたいして本契約を継続し難いほどの背信行為（セクハラ、暴力等）をおこなった場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者の都合により、1 ヶ月以上の中止期間があった場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③ 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合
- ④ 利用者が死亡した場合

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。 担当：作業療法士 黒井 貴哲
- 2. 成年後見制度の利用を支援します。
- 3. 苦情解決体制を整備しています。
- 4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 個人情報の取り扱い・提供について

当事業所は、利用者からご提供いただいた、ご本人及び家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

- 1. 利用者への訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）提供（サービス担当者会議・計画・報告・連絡・相談等）・介護保険業務（ケアプラン作成等）・利用者のために行う管理運営業務（会計、報告事務、看護・医療サービスの向上）・当事業のために行う管理運営業務（業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

●担当窓口：TEL 048-930-5591（代表）

担当者：リハビリテーション科 黒井 貴哲

相談時間：月～土 8：30～17：30

●当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることが出来ます。

■草加市役所 健康推進部 地域介護課	048-922-0151
■越谷市役所福祉部 介護保険課	048-963-9125
■吉川市役所長寿支援課 介護給付係	048-982-5119
■三郷市役所福祉部長寿いきがい課	048-953-1111
■八潮市役所健康福祉部長寿介護課	048-996-2111
■埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	048-824-2568

17. その他

当事業所は実習指定施設となっております（リハビリ実習生等）ので、同行訪問することがあります。

2. 当事業所は利用者から、ご本人と識別される保有個人情報の開示を求められたときは、利用者に対し、遅延なく、当該保有個人情報を開示いたします。なお、開示の方法は書面の交付または求めを行った方が同意された方法と致します。

1 1. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1 2. 身分証携行義務

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1 3. 連携

事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

1 4. サービス提供の記録

1. 事業者は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その記録は、この契約の終了後2年間保管します。
2. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録実施の複写物の交付を受けることができます。(有料：A4 サイズ 30 円/枚)

1 5. 衛生管理等

1. サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 苦情のご相談

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

【事業者】

当事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーションの開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

〈事業者名称〉 医療法人財団明理会 草加ロイヤルケアセンター

〈事業所番号〉 1151880038

〈事業所住所〉 埼玉県草加市柿木町 123-2

〈代表者〉 理事長 中村 哲也 印

〈説明者〉 氏名 印

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

(ご本人)

〈住 所〉

〈氏 名〉 印

〈代筆者〉 印

(連帯保証人)

〈住 所〉

〈氏 名〉 印

〈続 柄〉

訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション契約書

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用者(以下、「利用者」という)と、医療法人財団明理会(以下「事業者」という)が利用者に対して行なう訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、「主治医の診療情報」や「居宅サービス計画(介護予防サービス支援計画)」に沿って「訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画」を作成します。事業者はこの「訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (訪問リハビリテーションの内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者はサービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供します。
- 3 第2項のサービス従事者は、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士です。
- 4 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【重要事項説明書】を作成し、それをもって訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容とします。

第5条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス記録実施の複写物の交付を受けることができます。(有料：A4サイズ 30円/枚)

第6条（料金）

（介護保険ご利用の場合）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単価毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細書を交付し、翌月 10 日以降に利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 24 日までに（現金払い ・ 口座引き落とし）のいずれかの方法にて支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。
- 5 利用者は居宅においてサービス従事者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の 24 時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の当日朝 8:30 までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払と合わせて請求します。
- 3 台風や雪等の悪天候および天災等により交通事情に影響が出た場合には、事業者は利用者に通知し、訪問を中止することがあります。
- 4 利用者が明らかに飲酒をされている場合は、その日のご利用をお断りする場合があります。
- 5 担当者の体調不良の場合等、やむを得ない事情によりサービスが提供できないことがあります。ご了承ください。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金にもとづく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、14 日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合には、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者にたいして本契約を継続し難いほどの背信行為（セクハラ、暴力等）をおこなった場合

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の都合により、1ヶ月以上の中止期間があった場合
 - ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ③ 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ④ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っていると、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかにご家族、ケアマネージャー及び主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 第9条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第18条（身元保証人）

- 1 事業者は利用者に対し、身元保証人の設定を求めることがあります。ただし利用者に身元保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。
- 2 身元保証人は次の責任を負います。

契約に定める権利の行使と義務を履行すること。

第 19 条 (連帯保証人)

サービスの利用料金の滞納が発生した場合には、利用者へのサービスを中止することとなります。サービス利用料金の未払い・滞納が発生しない様にする事で、利用者の生活を保障するために、契約時に連帯保証人を立てさせていただきます。

上記の契約を証するため、本通2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者 医療法人財団明理会

所在地 東京都板橋区本町 36 番 3 号

代表者 理事長 中村 哲也 印

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 印

〈代筆者〉 印

身元保証人

〈住所〉

〈氏名〉 _____ 印 _____

〈続柄〉

連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈続柄〉 _____

極度額 3 万円

※ 極度額とは、契約書条の料金及び重要事項説明書の料金について、利用者が支払いをしなかった場合に、連帯保証人が引き受ける上限金額のことです。

【本契約書第6条2項の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本契約書第12条緊急時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【かかりつけ医院】

病院又は 診療所	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

情報提供同意書

次に定める条件のとおり、私 _____ および代理人 _____ は、医療法人財団明理会 草加ロイヤルケアセンター が、私および家族（代理人）の個人情報を下記利用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 利用者に係る訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供する場合
- (2) 医療機関、介護サービス事業所、介護支援専門員、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整する場合
- (3) 利用者が医療サービスを受けている医療機関の、主治医等の意見を求める必要がある場合
- (4) 利用者が利用する介護事業所内でのカンファレンス（検討会）、会議を行う場合
- (5) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議を行う場合
- (6) その他、サービス提供で必要な場合
- (7) 上記各号に係らず、緊急を要する場合の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)提供に係る目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に係る契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

令和 年 月 日

利用者（本人） 住 所： _____

氏 名： _____ ④

代筆者： _____ ④

連帯保証人 住 所： _____
(家族代表者)

氏 名： _____ ④

続 柄： _____